身体障害者診断書・意見書

氏	名				生月	年日		2	年	月	日生	性 別	男	女
住	所													
1	障害	名(部位を明	記)											
2		になった ・外傷名					交通自然)事故 E性 そ		,,)
3	疾病	・ 外傷発	生年月日	:	年	月	日	4	疾病	外信	 多発生:	場所		
(5)	参考	になる経過・	現症(レン	トゲン	及び	検査原	斤見る	と含む	P ₀)					
				障領	 害固定	三又は	障害	確定	(推舞	定)	有	Ĕ,	月	日
6	総合	所見												
	[将	来再認定	要(1年後	• 2 年	戸後・	3 年後	发・4	年後	・ 5 年	三後・そ	その他	年後	:)• 不	要〕
7	その	他参考になる	合併症状											
折		は診療所の名	日	て以下	ぶ のと	おり意	意見る	と付け	加之	ます。				
常臣	沙療担	当科名 ————————————————————————————————————	科			医師氏	名					印		
ださ	さい。〕 章害の	者福祉法第1 程度は、身体 当する(障害者福祉		そに掲		章害に		につい	ハても	参考意	見を言	己入し	てく
注意	意 1	障害名には野	見在起こって	いる	障害、	例え	ば両	眼視	力障害	· 「、両国	¥ろう、	右上	下肢属	床痺、

- 注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、 心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧 帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。
 - 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・ 意見書」(別様式)を添付してください。
 - 3 障害区分や等級決定のため、奈良県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分について問合せを行う場合があります。

[はじめに]〈認定要領を参照のこと〉

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に ✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること(各々の障害の合計指数をもって等級決定することはしない)。

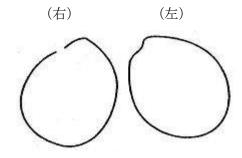
- \square 聴 覚 障 害 \rightarrow \mathbb{I} 「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- □ 平 衡 機 能 障 害 → 『2 「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- □ 音声・言語機能障害 → 『3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- \Box そしゃく機能障害 → $\llbracket 4 \quad \lceil$ そしゃく機能障害 \rfloor の状態及び所見 \rrbracket に記載すること。
- 1 「聴覚障害」の状態及び所見
- (1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	d B
左	d B

(2) 障害の種類

ſ:	云 译	新	生	難	聴
原	惑 音		生	難	聼
Ž.	昆台	全	生	難	聴

(3) 鼓膜の状態



- (4) 聴力検査の結果 (ア又はイのいずれかを 記載する)
 - ア 純音による検査

オージオメータの型式

	50	00 10	00 20	00 H z
0				
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100				
	d B			

- イ 語音による検査
- (5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 (注) 2級と診断する場合、記載すること

(有・無)

	右	%
語音明瞭度	左	%

2	「平衡機能障害」の状態及び所見
3	「音声・言語機能障害」の状態及び所見
4	「そしゃく機能障害」の状態及び所見
)障害の程度及び検査所見 下の「該当する障害」の□に✔を入れ、さらに①又は②の該当する□に✔又は()内に必要事 賃を記述すること。
	「該当する障害」 □ そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。 □ 咬合異常によるそしゃく機能の障害 →「② 咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。
	そしゃく・嚥下機能の障害 障害の程度 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。 つるの他
b	・ 参考となる検査所見 ア 各器官の一般的検査
	(参考) 各器官の観察点
	L'

○ 所 見 (上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、 載すること。)	程度等を詳細に記
イの嚥下状態の観察と検査	
(参考1) 各器官の観察点	ルど無し)
○観察・検査の方法□ エックス線検査 (□ 内視鏡検査 (□ その他 ())
所 見(上記の枠内の(参考1)と(参考2)の観察点から、嚥下状 記載すること。)	態について詳細に
② 咬合異常によるそしゃく機能の障害 a 障害の程度	
□ 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。□ その他	
b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結 ア 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察す (
イ そしゃく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常 (常等を観察する。)

(2) その他(今後の見込み等)
(3) 障害程度の等級
(下の該当する障害程度の等級の項目の□に✔印を記入すること。)
① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。具体的な例は次のとおりである。□ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
□ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽 頭、喉頭の欠損等によるもの
② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。具体的な例は次のとおりである。
□ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
□ 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの
[記入上の注意]

- 1 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。
 - d B 値は、周波数 500, 1000, 2000 H z において測定した値をそれぞれ a, b, c とした場合 $\frac{a+2\,b+c}{4}$ の算式により算定し、a, b, c のうちいずれかの 1 又は 2 において 100 d B の音が聴取できない場合は、当該デシベル値を $105\,d$ B として当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。
- 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書·意見書」(別様式)の提出を求めるものとすること。
- 3 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害に よるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。